

神戸大学における教室等の施設使用に関するガイドライン

1. 趣旨

本ガイドラインは、兵庫県に対する政府の緊急事態宣言の解除に伴い、今後の神戸大学における教室等の施設使用に関して、各部署が施設使用者に対する適切な新型コロナウイルス感染拡大防止策の指導を行う際の参考の用に供するため策定したものである。各部署においては、施設使用者の責任に基づく対応を前提に、本ガイドラインの内容も参考にしつつ、施設使用者に適切な指導を行うために活用されたい。

2. 感染防止策

教室等の施設使用許可を行う場合は、「3つの密（密閉・密集・密接）」のそれぞれすべての回避を基本に以下のことについて徹底させること。

(1) 体調不良者参加不可の徹底

- ・風邪症状等（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等含む）少しでも体調不良がある場合には、来学を控えるよう参加者等にあらかじめ周知徹底させること。

(2) 換気の徹底

- ・窓が開閉可能な場合は、複数箇所窓を開けて行うまたは休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底させること。（少なくとも30分に1回以上）
- ・窓が開閉不可能な場合は、窓に代わり出入口を開けることも考慮すること。
- ・冷暖房設備を使用する場合には、窓の開放時間を調整するなど室温等にも配慮するとともに、十分な換気に努めさせること。

(3) 接触感染防止の徹底

- ・感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを備え付けるなどの対策及びその準備を徹底させること。また、許可を受けるものが持ち込む備品類（パソコン等）については、事前に消毒を徹底させるとともに、複数人での共有をできるだけ回避させ、やむをえず共有する場合は、使用者の入れ替えのタイミングで消毒をすること。
- ・検温器等を持参するなど、参加する者の検温等健康状態の確認を行い、入場の可否を判断させること。

- ・教室等の入退出時における人と人が十分な間隔2 m（少なくとも1 m）を確保できるように案内を徹底させること。
- ・参加者等の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。

（4）飛沫感染防止の徹底

- ・会場となる教室等の定員の50%以内を参加許容人数の目安とすること。
- ・座席等の配置にあたっては、人と人との間に十分な距離2 m（少なくとも1 m以上）を目安とすること。
- ・参加者には必ずマスクを着用させる等あらかじめ周知徹底させること。
(咳エチケットの徹底)
- ・参加者同士の大声での会話を行わないように周知すること。
- ・試験会場等において発言席等を設ける場合は、発言者は必ずマスク等を着用し、発声時の飛沫飛散防止に努め、かつ十分な間隔（少なくとも2 m以上）をあけること。

3. その他（施設使用に関する留意点）

- ・使用許可された教室等以外の施設には入室しないことを事前に徹底させ、行動範囲を制限させること。
- ・休憩スペースやトイレ等においても、換気の徹底、座席の間隔の確保、手洗いまたは手指消毒等を徹底させること。
- ・施設を使用した後には必ず、使用した教室等、使用者が接触した可能性のあるすべての使用施設・物品の消毒・除菌作業を行わせること。
- ・発生したゴミは持ち帰ること。
- ・後日、参加者等の中から感染したものが判明した場合には遅滞なく大学への報告を徹底させること。
- ・感染者やクラスター発生時は、使用者の責任で対応すること。
- ・感染者やクラスターの発生に備え、使用者を含めたすべての参加者の連絡先や施設使用状況を把握すること。また、その情報は、必要に応じて保健所等の接触者調査に供与し協力すること。

※兵庫県下における新型コロナウイルスの感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合には、施設使用許可を取り消すことがある旨許可の際記載すること。

以上